

## 大蔵弥右衛門家蔵『預け道具覚帳』について

関屋俊彦

はじめに

狂言方大蔵流の大蔵弥右衛門家に所蔵される「預け道具覚帳」は破損の甚だしい一冊で、江戸時代書写のものであるが、そこから読み取ることができる中世の狂言の情報はまことに貴重である。本来ならば預けられた八十五点の史料一点一点について、特に「わらんべ草」との綿密な比較考証をした上で報告すべきかも知れない。しかし、史料の価値をまず第一義と考え、二十四世・大蔵弥右衛門氏のご許可を得て、翻刻をし最小限の解題を加えるものである。

## 一、書誌

楮紙。共表紙、仮綴じ十丁。寸法 縦170×190mm（下半分鼠損甚だしい）、横173mm。綴穴Ⅱ紙縫り五穴（本来十六カ）。

凡例

- 一、本文の配置ならびに書体としての旧字体・異体字は通行の字体に改めたところもある。
  - 一、読点は任意にうった。
  - 一、□は不明字、ミセケチは（ヒ□）で示した。
  - 一、「は破損で読みにくい、もしくは読めない部分。筆者の推量で字をあてたところもある。
  - 一、丁替えは「で示し一丁オの例のように、オは表、ウは裏を示す。
  - 一、預け道具は「都合八拾五品」とあるので、便宜上、通し番号を①～⑧まで付けた。
- 二、翻刻

(表紙)

享保三戊十二月

預ケ道具覚帳

(見返し)

白

(本文)

梨地

①一、蝶ノ面箱内 蓋ニ元禄十三辰年相改

一、翁面

一、黒色

一、ち、の尉

一、延命冠者

②一、混沌懐中抄

③一、花伝「書」 但シ巻冊ハ、

④一、歌舞髓腦之記

⑤一、笛ノ書物

⑥一、参得切紙

⑦一、昔語 但シ北長能在判

⑧一、同

⑨一、謡本 但シ式番トジ、表紙付

⑩一、私覚鈔箱入

但シつれ上下宗民御筆

外題 烏丸大納言光廣公御

⑪一、神道印可箱入 萩原殿兼從 式

⑫一、宇治弥太郎殿太夫号箱入 巻

たうのミねふにん掛物 巻

⑬一、萩原殿御文掛物箱入 [三冊]

承應三年午ノ正月

⑭一、大納言様掛物箱入 [入

六歳ノ御筆、但シ「烏

⑮一、慈眼大師御筆掛物箱入

南光坊 三番三印可一巻 三番

⑯一、大僧正天海様御自筆 千妙寺僧

慈眼大師 同目錄式巻 神道

寿絵

⑰一、道号記箱入 内ニサン入、御「点」ンツケ有

居士号 不染和尚筆

⑱一、道倫 ヒノメイ箱入

⑲一、虎明 法名箱入

巻

⑳ 一、萬添状箱ニ入

㉑ 一、平尾村 田地覚帳 延宝六年 式

入用帳 午ノ二月吉日

㉒ 一、小狭箱内ニ入日記

一、狐面 親繪 □作

一、狐 野田作 神「鳴

一、さ、い 同作 一、女さ

一、枯善 梅岡作 一、中川

一、じゃ口 以上、九枚元禄十三庚辰年三

㉓ 一、箱内ニ 一、提式ツ 一、火箸 壺膳 一、

一、茶じやうご 一、茶灼 式本 「四丁ウ

㉔ 一、箱内ニ 太刀ノ柄 しばひき 目貫 ふち

桐木地

㉕ 一、面箱内ニ 伏見ノ能組、多武峯八講ノ能

㉖ 一、謡本 但シ表紙有 式紙

㉗ 一、類奇庄ノ本

㉘ 一、茶ノ湯道具名物記 式

㉙ 一、間ノ本 狂言ノ本集 「五丁オ

㉚ 一、舞正語磨 上 中下 「

㉑ 一、性靈集抄

㉒ 一、碁ノ抄

㉓ 一、寸鉄録

㉔ 一、銘書

㉕ 一、樋尺

㉖ 一、大唐西域記

㉗ 一、つれく草

㉘ 一、同

㉙ 一、新古今和歌集

㉚ 一、塵芥記

㉛ 一、作文法

㉜ 一、双調

㉝ 一、冠位階略記 壺「冊 「六丁オ

㉞ 一、秘薬抄 壺「冊

㉟ 一、後素集 同

㊱ 一、年中行事 同

㊲ 一、末奴類述序 同

㊳ 一、天台四教集 同

㊴ 一、歌書

㊵ 一、授物一類書 「六丁ウ

- 51 一、聚分韻略声
- 52 一、御式目聞書
- 53 一、沈靜録序
- 54 一、秘葉書
- 55 一、适略書
- 56 一、詠歌之大概
- 57 一、百法問答〔抄〕
- 58 一、浅草落書
- 59 一、江州白毘棟札
- 60 一、四座立合翁ノ次第
- 61 一、萬買物日記
- 62 一、加の一卷 但シ小幡勘兵衛在判
- 63 一、おどりの云立
- 64 一、観与国広太鼓書物抜書
- 65 一、間ノ抄
- 66 一、実語教
- 67 一、短筒秘伝卷 馬淵権三郎在判  
山川長
- 68 一、間ノ目録
- 69 一、悉曇
- 70 一、金春太夫勸進能番付 寛文五巳年七月廿二日初ル本庄ニテ  
同七年二月廿二日金剛太夫同断 式〔冊〕
- 71 一、謡本 但シ卷本 当麻 卒都婆小町  
筆者不知 通小町 伏見  
外ニ頼政巻有
- 72 一、勸讃 壹〔冊〕
- 73 一、片カナ間ノ本 但シ宇治弥太郎  
自筆 三〔冊〕
- 74 一、やまとトジ謡小本
- 75 一、シブ表紙謡本
- 76 一、同
- 77 一、草ナシ謡本
- 78 一、表紙ナシ謡本
- 79 一、狂言間書込本
- 80 一、花月謡ノ本 但シ金剛又兵衛自筆
- 81 一、間狂言書込本
- 82 一、年中行記
- 83 一、謠名寄
- 84 一、紙包ノ内 一、太閤様御朱印

老冊  
老冊〔冊〕

〔七丁ウ〕

〔七丁オ〕

〔八丁オ〕

〔八丁ウ〕

〔九丁オ〕

## 三、「わらんべ草」との関わり

本書は、狂言方大藏弥右衛門家の蔵書・道具八十五点の所蔵目録である。それも十三世・大藏虎明（寛文二年（一六六二）六十六歳没）の書いた「わらんべ草」八十九段のあとに書かれている「ゆるし共、取し覚」に対応するところが多い。以下、「わらんべ草」の本文の引用は断らない限り、池田広司氏「わらんべ草」（国語国文学研究史大成「謡曲 狂言」昭和三十六年六月二十日・三省堂所収）による。

「わらんべ草」は狂言師自らの手による初めての狂言論である。

米倉利昭氏の「わらんべ草（狂言昔語抄）研究」（昭和四十八年三月三十一日・風間書房）が代表的な研究書（以下、「わらんべ草研究」と略称）である。その後編第二章には「わらんべ草の典拠」という項目が置かれて、まさに雑草を取り扱うべく精緻な考証がなされている。「わらんべ草」だけではなく、前編第二章三「狂言台本の執筆」では「語間之抄」で引用されている書名九十種を挙げられ、「それらがすべて原典からの直接引用と考えるのは危険であるが、数多くの書を利用する力があつたことは、虎明の学識の豊かさを示すと同時に、自分で納得出来ない箇所はどこまでも調査してたしかめようとする態度のあらわれとみることができるとされる。」しか

一、翁ノ太事

一、芭蕉ノ間

一、久世大和守殿昔語添状

一、藤堂泉州公米印

一、稻荷法印自筆

一、玄（ヒ眼）惠法印けいつ

一、中ノ川、坂原知行

一、小畑勘藏誓言紙

⑤一、宝生、金剛、勸進能絵図

都合八拾五品也

右、此道具書物類

預ケ有之候々今度相改

利右衛門方江預ケ置者

入置候、長檜之内江

入日記入置者也

千時享保三戊戌年十二月

「十丁ウ（裏表紙）」

「十丁オ」

「九丁ウ」

し、典拠を取り扱う中には大藏家蔵書という考えは記されていない。本書は直接原典に関わるものだけに、八十五品の多くは「わらんべ草」の執筆を支えるものであると位置付けられるであろう。又、間狂言執筆においても具体的に自分の家の蔵書を使用していた状況を浮かび上がらせることができると思えるものである。

#### 四、書写状況

表紙への書き込みや奥書に見られるように、本書は享保三年（一七二八）十二月の書写である。これに相応する弥右衛門家の者は、十六世の大藏虎純（寛延元年（一七四八）六十七歳没）である。享保三年時で三十七歳である。今のところ虎純の筆跡であることは確認できないが、本書を書き得る者は虎純を置いていないであろう。

なお、大藏弥右衛門氏は本書に記載されている文書群について、それらは奈良興福寺の門跡である一条院に預けられたものと伝え聞いておられたので、問い合わせられたが、火災のためなくなったというのであったとおっしゃられていた。しかし、奥書によると本書は享保三年十二月の書写であって、直近の興福寺の火災は最近の泉谷康夫氏「興福寺」（平成九年十一月十日・吉川弘文館）で参照しても、享保元年一月のことである。興福寺の火事云々は思い違いかも知れない。いずれにしても奥書には利右衛門なる人物に預けら

れた由の記載があるので、この利右衛門を調査しなくてはならない。

#### 五、各項目の検討

預けられたもの八十五品について、便宜上通し番号を付けたので、それに従って一点ずつ検討していききたい。なお、以下に解題する史料が「預け道具覚帳」の史料と同一のものであると言っているものではない。またにも述べるが、筆者はこれら八十五品全てが一括して、まだどこかに保存されていると考えるものである。

① 蝶の模様の面箱に、翁・黒色尉・父尉・延命冠者の〈翁〉で使用される四面が入っているということである。箱の蓋には元禄十三年（一七〇〇）に相改められたとある。父の十五世縁虎（宝永二年（一七〇五）没）の時に整理し直されたものであろう。「わらんべ草」には〈翁〉についてはしばしば触れられるところである。

② 「混沌懐中抄」は春松通春の編。「鴻山文庫藏能楽資料解題 中」（平成十年五月三十一日・法政大学能楽研究所）三七八「永祿三年奥書春松伝書」（「混沌懐中抄」他）によっても「完全な形態の本文を持つ写本はまだ存在が報告されていない」とされるものである。なお、大藏弥太郎編「大藏家伝之書 古本能狂言集」五（昭和五十一年三月三十日・臨川書店、以下「古本能狂言集」

と略称)の「真伝集」の中に「懐中抄」と「混張懐中抄」すなわち「混沌懐中抄」を一部写したものが残っている。

- ③「花伝書」とはいわゆる「八帖本花伝書」のことである。翻刻には日本思想大系23『古代中世芸術論』(一九七三年一月二十五日・岩波書店)所収のものがある。大蔵虎明は世阿弥の伝書そのものではない。「八帖本花伝書」との関わりについては「わらんべ草研究」では、前編第三章二「八帖本花伝書を中心とする室町期能伝書にみえる狂言論」と、後編第二章四「八帖本花伝書とわらんべ草」に項目を立てている。

- ④「歌舞髓能之記」は、金春禅竹「歌舞髓脳記」のことであろうか。翻刻には表章・伊藤正義校注『金春古伝書集成』(昭和四十四年五月十五日・わんや書店)がある。

- ⑤「笛ノ書物」とあるのは「聞書并笛集」のことであろう。「古本能狂言集」に所収されている。「わらんべ草研究」では、後編第二章二に「聞書とわらんべ草」という項目を立てている。319頁に「八帖本花伝書は、聞書などと共に、わらんべ草の有力な典拠の一つとして位置づけることができよう」とする。まさしく大蔵虎明は座右の書とされていたであろうことが確認される。

- ⑥「参得切紙」とは「わらんべ草」「許共取し覚」の中の「一、伊勢物語／切紙、髓能記、脳血ノ大事」に該当するのではあるま

いか。

- ⑦北長能在判「昔語」。「北」は「比」に近い字。「わらんべ草」は、「わらんべ草研究」では草稿本・初稿本・再稿本・定稿本と分類されている。「北長能在判」とあるが、北長能つまり北七太夫長能(承応二年(一六五三)六十八歳没)の判がある。「昔語」は山本東次郎家所蔵のいわゆる草稿本(小山弘志氏解題校注「昔語乾坤」(日本庶民文化史料集成第四卷「狂言」一九七五年六月三十日・三一書房)ならびに、初稿本に属する鴻山文庫所蔵のもの、野村万蔵家所蔵(「わらんべ草研究」に紹介)のもの、いわゆる「わらんべ草所収本」がある。京大本は標題が「童子草」となっている(「わらんべ草研究」に翻刻)ので対象外となろう。

- ⑧「長能在判」のない「昔語」。となると「松平文庫本」(「わらんべ草研究」に翻刻)。「古代中世芸術論」に所収されている北川忠彦氏「わらんべ草」も)に該当しそうだが、「わらんべ草研究」173頁で「初稿本昔語と確実に断定出来る書は存在しない」とされているのが、案外これに該当するかも知れない。

- ⑨「二番綴の謡本」。これだけでは確定できない。

- ⑩「私覚抄」は「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」の条に「徒然草。一花堂の伝授、喜斎老、今度、榮斎老印可ヲ取、秘めおく事共まで、し事、十三冊にして、私覚抄と名付。是も家代々

可相渡者也」とあるのに一致する。外題を揮毫した烏丸光廣は「わらんべ草」四十段にもエピソードが記される烏丸大納言のこととて細川幽齋門下。寛永十五年（一六三八）六十歳没。大藏虎明との親密さが伺える。宗民なる人物については未詳。

⑪「神道印可」も「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」の条に「一、神道〱吉田萩原兼従公勘状有」とある。

⑫「宇治弥太郎太夫号・多武峯補任掛物」は「わらんべ草」四十六段に「多武の峯より太夫号を許したる補任、今にあり。是は宇治の弥太郎なり」とあるのに符号する。掛け物にして大切に扱っていたようだ。

⑬「萩原殿御文掛物」の萩原殿とは、⑪にもあった吉田兼従（万治三年（一六六〇）七十二歳没）のこと。「わらんべ草」には五ヶ所ほど彼の名前が引かれる。手紙を掛け物に仕立てたのが承応三年（一六五四）のことであったというであろう。

⑭「大納言様〱掛物」であるが、大納言様とは⑩に見られた烏丸光廣のこと。「六歳ノ御筆」とは何を指すのであろうか。烏丸光廣の幼児画とも考えられなくもないが、「わらんべ草」「自伝」に「一、我五歳より此道を習ひそめ、六歳にして春日祭礼後日の能に狂言を仕初めしに、其比迄、六歳にして稽古する人なかりしかば、褒美せられ、太夫号を許されし事」とあるように、虎明

が六歳の時に褒められた時のことを指すと考えた方が自然なのではあるまいか。その場合「御」字は虎明に対する敬意と解するものである。

⑮「慈眼大師御筆掛物」の慈眼大師とは天海（寛永二十年（一六四三）百八歳没）のこと。「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」の条に「一、天台〱慈眼大師御印可有」とあるのに一致する。「わらんべ草」では慈眼大師のことは六ヶ所所で扱っている。三番三に關しては六段に「我又、天台南光坊、大僧正、諡号に慈眼大師の御時、東叡山へ一兩年相詰、翁の大事承候」とある。「わらんべ草研究」では後編第二章六「虎明周辺の文人群とその影響」の中で「特殊な人」としてあげられた上で、次のように述べられる。

虎明がわらんべ草で、翁申樂の本質を論じたり、仏教と神道とのちがいを述べたり、仏典を引用したりする時、虎明の拠り所は、常に「慈眼大師御相伝」にある。これは明らかに権威づけであるが、又一面においては、慈眼大師に学んだ事実が、彼の仏教的な考えを確信あるものにしたことは否めない。その意味で、慈眼大師の与えた影響は非常に大であったといふことができよう。

⑯ 天海自筆の三番三印可一卷と目録二卷。千妙寺僧云々とあるの



は、「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」の「一、真言／阿字観迄、慈眼大師御相伝」とあるのに一致するようである。

⑬「道号記」と蹟を記された寿の絵。不染和尚とあるのは、「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」の「一、禪／永平寺ノ東堂、不染和尚居士号」と一致する。

⑭「道倫／ヒノメイ」は、「わらんべ草」八十九段のあとに記される「道倫碑銘」のこと。万治二年（一六五九）に朝山意林庵（寛文四年（一六六四）七十六歳没）が誌したもの。道倫とは虎明の父虎清の法名で仙溪道倫。虎清・虎明蹟となつて狂言略史。

⑮に同じく「虎明法名」は「一、叟菴透関道徹居士」を指す。「わらんべ草」八十九段のあとに記される「家之系図」大蔵弥太郎虎明の項で「弥右衛門」の注に「寛文元年十一月隠居被仰付、同十九日法体也」とある。

⑯「萬添状」は、様々な印可状を取りまとめたものか。未詳。

⑰「平尾村／田地覚帳」には延宝六年（一七二〇）の記述がある。平尾村は虎明の生家である。先の「家之系図」の虎明の項に「生国者、山城国平尾」とあり、十一世虎政の項にも「山城国、平尾ニテ卒ス」とある。藤岡道子氏は「狂言師大蔵虎清考」（『能研究と評論』12・昭和五十九年五月十五日・月曜会）で「平尾について八右衛門家伝来の『狂言始り』（筆者注、安田文庫所蔵。

川瀬一馬氏「日本書誌学之研究」に紹介される）には「山城国相楽郡平尾村住居仕候右屋敷田畑十五ヶ所 信長公ヨリ被下御朱印外ニテ今ニ知行仕事候」とある」と紹介された上で、「美濃国岐阜（筆者注、虎政の元の居住地）そして山城国平尾という居住処が、おそらく、時の実力者織田信長との関係であつたことは系図の文言から推測される」とされる。

⑱ 狂言面の入日記（保管記録）。元禄十三年（一七〇〇）の記述がある。「わらんべ草」七十七段に狂言面について触れたところがある。一致するところを見てみる。便宜上、数字を付した。i「狐面」とあるが、「わらんべ草」で有名なのは「一、白蔵主／似タリトモ云。従、太猷院様、道倫拝領」とあるところである。但し、同面は異母弟の八右衛門家に伝わるころとなる。ii 同じく狐面についてである。「親檢」とあるが、「親道倫作」である。iii 不明（読めず）iv「さ、い 野田作」とあるのは「一、柴蝶／蟬の狂言にもきる。尤柴蝶にもきる。此面無時は乍二番賢徳きるべし」とある。野田は南都祇宜衆にその名があるという（宮本圭造氏御教示）。v「神」とかろうじて読めるので「一、神鳴」とあるのに一致するようである。vi 同じく野田作祐善だが、狂言「祐善」で使用されるもので、これも「一、祐善」と

ある。vii「一、女さ(以下、読めず)「いずれ女面の類であらう。

viii「じゃ口」とあるのは「一、蛇口シヤクチ／＼イタコにきる」とある。

ix「中川」とあるのは「一、中之川武悪、中之川之薬師十二神之内の顔をうつす。安阿弥作也」とあるのに一致する。「以上、九枚」とあるのだが、「わらんべ草」には「従親請取ハ三枚、從金春請取四枚、其外ハ我等代ニ家へ奇進」とある。

㉒「提・火箸・茶漏斗・茶杓」は狂言で使用する道具類とも思えるが(たとえば茶杓などは(通円)で使用する)、最近、橋本朝生氏が「茶会記に見える大藏虎清」(『金剛』152号・平成十年五月一日・金剛雜誌会)で明らかにされたように、虎清は自宅で茶会を催している。あるいは、そのような時に使用された茶道具類が一括して箱に納められたものではあるまいか。

㉓「太刀の柄・しばひき・目貫・縁」は、大名狂言で使用するものであろうか。

㉔「伏見の能組」とは、伏見城での能組のこと。天野文雄氏「能に憑かれた権力者 秀吉能楽愛好記」(一九九七年十月十日・講談社)などの考察がある。

「多武峯八講の能」は「わらんべ草」四十六段に「多武峯寺八講之頭、能之事」の記述がある。表章氏に「多武峯の猿楽」(『能楽研究』一号・昭和四十九年十月・法政大学能楽研究所)があ

り、詳細である。

㉕ 謡本。表紙のある謡本ではあまりに当り前すぎる。「式紙」は表紙のことを指すか。表紙だけ残るの意味で、あるいは光悦本の類か。いずれにしても普通名詞で確定はできない。

㉖ 「類奇庄の本」。「奇」は「哥」に近い。読み方も含めて未詳。

㉗ 「茶の湯道具名物記」は㉒で触れたが、虎清以来の茶道好きが現れている。

㉘ 「間の本 狂言の本」も虎明に関わるものであろうか。だとすると、「古本能狂言集」に所収するいわゆる「虎明本」や「万集類」に含まれる一群であろうか。

㉙ 「舞正語磨」は、「わらんべ草」四段で引用される。万治二年(一六五九)頃刊行のもので、翻刻解説は表章氏編・能楽史料第七編「舞正語磨 附承応神事能評判」がある。

㉚ 「性靈集抄」は「国書総目録」によると実翁著の仏教注釈で、別名「遍照發揮性靈集抄」。元和七年(一六二二)成立だが、寛永三年の写本、寛永八年の版本が伝わる。

㉛ 「碁の抄」は囲碁の本。「わらんべ草」五十八段に「碁打の本因坊申されし」という言い方で、本因坊第一世・算砂の談話を引用している。

㉜ 「寸鉄録」は藤原愷裔著。寛永五年(一六二八)に刊行された。翻

刻に「藤原惺窩集」がある。

③④ 「銘書」とは「国書総目録」によれば、法制史料か刀剣関係の史料にその名が見える。

③⑤ 「楯尺」は「国書総目録」にも見当たらない書名。

③⑥ 「大唐西域記」は唐僧玄奘の見聞記。「わらんべ草」八十九段のあとに記される「聞之、習之有事」の「春日龍神の間は、我家代々一子相伝也」とし、明恵上人が書き付けた「此本天下に又なき物なれば、一子相伝なるべし。世間には、天竺の道の記を大事にするといへども、それは西域記にも有」という形で、この「大唐西域記」について触れている。

③⑦ 「徒然草」は虎明が最も影響を受けたもの。「わらんべ草」

「ゆるし共、取し覚」に「一、徒然草印可／榮齋／喜齋／一花堂伝授也」とあるように、加藤榮齋や一花堂切臨から伝授を受けている。なお、⑩「私覚抄」をも参照。

③⑧ 「新古今和歌集」は「わらんべ草」八十九段のあとに記される「自伝」の「予十八歳の時」のところで「古歌に歌よそにのみみてややみなんかつらきやたかまの山のみねのしら雲と新古今にあれば」と引用されている。

④⑩ 「塵芥記」は「通村公記」や算術の書にその名が見えるが、あるいは謡伝書の「塵芥抄」のことを指すのではあるまいか。「塵芥

抄」ならば「鴻山文庫蔵能楽資料解題 中」に詳細な解題がある。天正十一年（一五八三）の成立で、「混沌懐中抄」（②参考）に基づいている。同書によれば鴻山文庫には「豪華な装幀などから江戸初期の写本と推測される」「塵芥抄」金泥表紙本一冊がある。ほか三本は時代が下るようである。「国書総目録」によれば別に田中允氏所蔵本（天正十七年写）などがある。

④⑪ 「作文法」は斎必簡著の漢文作成書である。

④⑫ 「双調」は未詳であるが、「わらんべ草」十四段に調子の記述がある。又、「調子の事は、別紙にあり」ともあるので、あるいはこの書を指すか。

④⑬ 「冠位階略記」は「国書総目録」によれば、「官位略抄」など近い名称のものがあるが未詳。いずれ有職故実に関わるものであろう。

④⑭ 「秘葉抄」も「国書総目録」によれば、「秘葉之伝」など近い名称のものがあるが未詳。いずれ薬物に関わるものであろう。

④⑮ 「後葉集」は「国書総目録」によれば絵画に分類される本。狩野一溪の著で、元和九年（一六三三）の成立という。国会図書館所蔵本などがあり、活字も「日本画論大観」にあるという。

④⑯ 「年中行事」は、いずれ有職故実に分類されるものであろうが、「年中行事」云々の名称を持つ書は多数あり確定できない。

④7 「末奴類述序」は、読み方を含めて未詳。

④8 「天台四教集」は「天台四教集解」というのがある。克己著で延宝二年刊本がある。「大正新修大藏經」に翻刻がある。但し、「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」に「一、天台、慈眼大師御印可有」とあるのは④9でも触れた。

④9 「歌書」は普通名詞的で未詳。

⑤0 「授物一類書」は未詳。「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」に関わってのものか。

⑤1 「聚分韻略声」は「聚分韻略抄付 不自棄文」なる音韻辞書のことか。「国書総目録」によれば室町時代末の写本が徳久邨文庫に伝わる。

⑤2 「御式目開書」とは、「貞永式目」のことか。

⑤3 「沈静録序」は野間三竹（静軒）の随筆。寛永十八年の成立で、古活字本などがある。「わらんべ草研究」にも取り上げられているが、「三竹邸で狂言を演じたり（二六段抄）」、「功成名遂而身退天之道也」の文句をめぐって談笑した記事（三三三段）があるのみである。虎明の書き方からみると、かなり親しさを話をしていいるが、具体的な影響関係は不明とされる。

⑤4 「秘薬書」は④4の「秘薬抄」と共に未詳。

⑤5 「适略書」と説めるが未詳。

⑤6 「詠歌之大概」は「わらんべ草」十九段に「詠歌の大概に、ふるきを以、情は新しきをと云。こゝろと云字、情を書くに習あり云々」と引用されている。

⑤7 「百法問答抄」は仏教書。写本は数多くある。

⑤8 「浅草落書」は未詳。あるいは⑦0の浅草での勧進能と関わりがあるか。

⑤9 「江州白髭榎札」は未詳。能へ白髭に関わって集めたものであろう。

⑥0 「四座立合翁の次第」であるが、「わらんべ草」で翁については記す所が多いし、別書もあるようだが、四十六段に「昔は、多武峯八講の能に、四座共に立合なり」とあるのに符号するか。とすると、②5とも関わってくる。

⑥1 「萬買物日記」は「国書総目録」で近いものに「万買物調方記」がある。元禄五年刊行のもので、「未刊文芸資料」に活字化されている。

⑥2 「加の一巻」で小幡勘兵衛在判という。小幡は小島 の誤記。甲州流軍学の大成者として知られる。「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」に「一、軍法、小島勘兵衛殿に習」とある。著書「甲陽軍鑑」は「わらんべ草」の有力な典拠。「わらんべ草研究」でも比較表を作成されて触れられている。

⑥3 「踊りの云立」は未詳。あるいは「わらんべ草」十三段で触れられる「おどり拍子」と関わりがあるか。

⑥4 「観与国広太鼓書物抜書」の観与国広は観世家四世与左衛門国広（延宝七年（一六七九）八十一歳没）の略称。ちなみに「わらんべ草」十六段に「太鼓は観世次郎太夫、似我与左衛門書物、別に在之」とあるが、次郎太夫は三世の槍垣本次郎太夫国忠のことである。なお、「鴻山文庫藏能楽資料解題 中」三八「囃子伝書（太鼓）」によれば、類似書名に天文二十三年筆「観世与左衛門国広太鼓伝書」・永禄十二年奥書「観世与左衛門国広太鼓伝書」・元龟三年奥書「観世与左衛門国広太鼓伝書」がある。

⑥5 「間の抄」も②9と同じく「古本能狂言集」と関連するものであろうか。

⑥6 「実語教」は「わらんべ草」三十七段に「身やすき者は人にならず。是は実語教ニあり」という形で引用されている。

⑥7 「短筒秘伝巻」は「わらんべ草」「ゆるし共、取し覚」には「一、種子島、小筒、島津長右衛門」とある。但し、人名が馬淵・山内で相違するのが不審である。

⑥8 「間の目録」は間狂言の目録。ままとって目録があったものであろう。

⑥9 「悉曇」は梵語の学。「わらんべ草」には二ヶ所引かれる。すな

わち、十六段に「謡の節は、悉曇知らざれば、誠の正を知らず」とあり、十七段には「悉曇の極意」として「ア、イヤ」以下の読み方を挙げている。但し、寛文五年（一六六五）に始めたのであるのは、虎明亡きあとであるので、次の十四世栄虎も虎明に倣って悉曇を始めたであろう。

⑦0 寛文五年七月の「金春太夫勸進能番組」と寛文七年二月の「金剛太夫勸進能番組」。金春太夫の分については、たとえば「わらんべ草」四十五段に「金春宗竹代に、江戸浅草にての勸進能の楽屋札、予は若かりし故、親道倫より兩人隔て、札あり」とあるのに相当するであろうか。金剛太夫の分については次の十四世栄虎の時である。

⑦1 卷子本謡本〈当麻〉〈卒都婆小町〉〈通小町〉〈伏見〉〈頼政〉の五曲。

⑦2 「勸諍」は未詳。

⑦3 「片カナ間ノ本 但シ宇治弥太郎自筆」。「わらんべ草」八十九段の虎明三十歳の時の自伝に松井喜左衛門の所望で、〈江ノ島〉と〈浦島〉の間狂言を作ったところ、のちに虎清から譲られた「宇治の弥太郎自筆の本」と相違するところがなかったとする箇所がある。これに一致するものであろう。すなわち大蔵家九世・

宇治弥太郎政信の自筆が存在していたことは間違いないよう

ある。世阿弥自筆能本に次ぐ間狂言の書き留めであり、どちらかという伝説の時代に近い宇治弥太郎の存在が明らかにされる一品である。

⑦4 「大和綴小謡本」であるが、これだけでは未詳である。

⑦5 ⑦6は「洪表紙謡本」であるが、これもこれだけでは未詳である。

⑦7 「草ナシ謡本」で、章句なしの謡本のことであろうが、未詳。

⑦8 「表紙無し謡本」。②9と同類のものであるが未詳。

⑦9 「狂言間書込本」。②9⑤5と同類のものか。

⑧0 金剛又兵衛自筆謡本（花月）。金剛又兵衛は脇師だが、一時金剛太夫となった又兵衛康季（慶長二年（一五九七）四十四歳没）のこと。現存すれば珍しいものである。

⑧1 「間狂言書込本」。②9などと同類のものか。

⑧2 「年中年行記」は④6と関わりあるものか。未詳。

⑧3 「謡名寄」。謡目録であるが特定はできない。

⑧4 九点を一括したもの。i 「太閤様御朱印」。十二世・虎清は豊臣秀吉の前で何度か狂言を演じている。その折に拝領したものであろう。ii 「太」は「大」で「翁ノ大事」。「わらんべ草」六段に「我又、天台南光坊、大僧正、諡号に慈眼大師の御時、東叡山へ一兩年相詰、翁の大事承候」とあるが、このことを指し、「翁の大事」は書名ではあるまいか。iii 「芭蕉の間」。「わらんべ

草」八十九段のあと「間之習之有事」に「芭蕉に、薬草噺品を尋ぬる事有。別紙に記す。右の間どもに限らず、能謡の縁によりて、数々不審する事互にあるべし」とある。「古本能狂言集」所収に同一のものか。iv 「久世大和守殿「昔語」添状」。「わらんべ草研究」にも「昔語」で、久世大和守の添状のあることは言及されていない。v 「藤堂泉州公米印」と読める。「藤堂泉州」は藤堂和泉守高虎のこと。「わらんべ草」自伝十八歳のところ「藤堂和泉殿にて」とある。vi 「稲荷法印自筆」。未詳。vii 「玄恵法印系図」。玄恵法印は大藏流の祖とされる人物。「わらんべ草」八十九段のあとには「家の系図」が記されているが、それに該当するものであろう。viii 「中ノ川、坂原知行」。共に旧添上郡の中ノ川村と坂原村のこと。中ノ川は野々村戎三氏「能楽史話」（昭和十九年一月十日・春秋社）の弥太郎虎年の項に「慶應四年八月十一日徳川家より御暇被下奈良に居住す。睡いで京都に行き、金春家・幸家と共に太政官に出仕、三家より献金、本領百五石拝領、大和国添上郡中ノ川村外一ヶ村の内也」とある本領の中ノ川村に一致する。小林實氏は「狂言史研究」（昭和四十九年四月二十日・わんや書店）の中で「中ノ川というのは三笠山の裏あたりで、いまは奈良市に編入されている。これが元来の給地だったのではないか」とされる。ix 「小畑勘蔵替紙」。

小畑勘兵衛については②参照。

- ⑤「宝生勳進能絵図」と「金剛勳進能絵図」。「金剛勳進能絵図」は⑦の「金剛大夫勳進能番組」と関わりがあるかも知れない。「宝生勳進能絵図」については未詳。

おわりに

まとめと問題点を列挙する。

- 一、本書は大藏弥右衛門家の所蔵目録であり、十六世虎純が書いたものと思われ、そのほとんどが十三世虎明の求めたものであり、直接「わらんべ草」の執筆を支える史料となっているものである。一点・一点を明らかにした上で「わらんべ草」と比較することが大事であるが、とりあえず史料提示を試みた次第である。
- 一、奥書にあるように享保三年十二月に預けられたという利右衛門なる人物を捜し当てるのが目下の急務である。同世代の者としては、たとえば「幕府書物方日記」（大日本近世史料）に押坂利右衛門なる人物がある。当て推量にしか過ぎないかも知れないが、候補の一人として挙げておきたい。

一、それにしても、なぜ利右衛門に最重要と思われる史料を預けなければならなかったのか、なにか差し迫ったことが出来したのか合点がいかない。実は虎清の事績は藤岡氏の、虎明は米倉氏

等によってわかっているが、特に江戸時代を通しての大藏家の年譜考証はなされていないのが実態である。基礎的な作業が望まれる。

- 一、大藏八右衛門家の史料については川瀬一馬氏「大藏八右衛門家の狂言伝書」（前掲）がある。しかし、宗家筋の大藏弥右衛門家の史料の動きについてはつきりしているのは近代になってからである。小林貴氏「大藏流宗家の廢絶」（『狂言史研究』）によれば、明治十四年、二十二世の虎年がなくなり、十五歳の子息虎一は山本東次郎則正が預かった。しかし、翌年、虎一は「当時の山本家にとっては大枚の金五円をもって行方をくらましてしまった。宗家伝来の多くの伝書も残したままである」。その後、印刷屋になった「虎一に舞台復帰の意志はなく、のち結婚しても子はできなかつた」とある。そして、善竹弥五郎次男の吉次郎があとを継ぎ現在の二十四世大藏弥右衛門になられた訳である。その時に伝書の全ては山本家から譲り受けられたようである。利右衛門に預けられた史料が大藏家に戻ったものなら、大藏弥右衛門家に伝わっていてもよさそうだが、その形跡はない。預けられた史料がその後散逸して、実は先に考証したものとイずれかが同一である可能性がなくもない。しかし、その大方は一括して利右衛門家に預けられたままである可能性

の方が高い。全て消失してしまったのかも知れないが、ごっそり出てくる夢を見るのは私だけではあるまい。

本稿を成すに当たり、大蔵弥右衛門氏には格別のご配慮を賜った。又、読解に際しては田口和夫氏や、いつもながら六麓会の皆様方にお世話になった。記して感謝申し上げる次第である。

(せきや としひこ／本学教授)